

住民記録システム標準仕様書 の改定について

令和 3 年 6 月 1 1 日

目次

I 住民記録システム標準仕様書の改定のイメージ

II 具体的な改定内容

1. 業務要件・業務フロー

2. 新しい機能の追加

3. デジタル社会形成整備法による住民基本台帳法の改正に伴う対応

4. データ要件・連携要件

I 住民記録システム標準仕様書の改定のイメージ 1/3

住民記録システム標準仕様書【第1.0版】

第1章 本仕様書について

1. 背景
2. 目的
3. 対象
4. 本仕様書の内容

第2章 業務フロー等

1. 業務フロー
2. DMM (Diamond Mandala Matrix) (→削除)
3. DFD (Data Flow Diagram) (→削除)

住民記録システム標準仕様書【第2.0版】

第1章 本仕様書について

1. 背景
2. 目的
3. 対象
4. 本仕様書の内容

第2章 標準化の対象範囲（新規）

【第9回分科会での御意見】

標準仕様書は、自治体やベンダが遵守すべき仕様が記載されているものであるが、業務概要（全体図）やシステム構成図は、わかりやすさや解説的な意味合いを重視しすぎているのではないか。

→業務概要（全体図）及びシステム構成図については、モデルであることから、巻末に参考として示すこととする。なお、システムを構築する上で、その対象範囲を明確にしておくことは必要であることから、標準化の対象範囲について、個別に章立てを行い、記述する。（資料2）

第3章 業務フロー等

1. 業務フロー
 - 4.1.1.3 特例転入（転出・転入手続のワンストップ化に伴う改正）（修正）
 - 4.1.3.0.4 特例転入を利用した転出（転出・転入手続のワンストップ化に伴う改正）（修正）
2. ツリー図（新規）

I 住民記録システム標準仕様書の改定のイメージ 2/3

第3章 機能要件

- 1 管理項目
 - 1.1 住民データ
 - 1.2 異動履歴データ
 - 1.3 その他の管理項目
- 2 検索・照会・操作
 - 2.1 検索
 - 2.2 照会
 - 2.3 操作
- 3 抑止設定
- 4 異動
 - 4.1 届出
 - 4.1.1 転入
 - 4.1.1.1 転入者情報入力
 - 4.1.1.2 再転入者
 - 4.1.1.3 特例転入
 - 4.1.1.4 未届転入
 - 4.1.2 転出
 - 4.1.3.0.1 届出日以降の異動
 - 4.1.3.0.2 転出先入力
 - 4.1.3.0.3 転出証明書等
 - 4.1.3.0.4 特例転入を利用した転出
 - 4.2 職権
 - 4.3 住民票コードの異動
 - 4.4 個人番号の異動
 - 4.5 外国人住民のみに関係する異動
 - 4.6 異動の取消し

第4章 機能要件

- 1 管理項目
 - 1.1 住民データ
 - 1.2 異動履歴データ
 - 1.3 その他の管理項目
- 2 検索・照会・操作
 - 2.1 検索
 - 2.2 照会
 - 2.3 操作
- 3 抑止設定
- 4 異動
 - 4.1 届出
 - 4.1.1 転入
 - 4.1.1.1 転入者情報入力
 - 4.1.1.2 再転入者
 - 4.1.1.3 特例転入 (転出・転入手続のワンストップ化に伴う改正)
(修正)
 - 4.1.1.4 未届転入
 - 4.1.2 転出
 - 4.1.3.0.1 届出日以降の異動
 - 4.1.3.0.2 転出先入力
 - 4.1.3.0.3 転出証明書等
 - 4.1.3.0.4 特例転入を利用した転出 (転出・転入手続のワンストップ化に伴う改正)
(修正)
 - 4.2 職権
 - 4.3 住民票コードの異動
 - 4.4 個人番号の異動
 - 4.5 外国人住民のみに関係する異動
 - 4.6 異動の取消し

I 住民記録システム標準仕様書の改定のイメージ 3/3

5 証明
6 統計
7 連携

7.1 CS連携・番号連携

7.2 庁内他業務連携

7.2.1 地域情報プラットフォーム標準仕様に基づく連携

7.2.2 他業務照会

7.2.3 宛名連携

7.2.4 戸籍附票システム連携

7.2.5 マイナンバーカードによる証明書等の交付

8 実装してもしなくても良い機能

9 バッヂ

10 共通

10.8 CSV形式のデータと取込

11 エラー・アラート項目

第4章 様式・帳票要件

第5章 データ要件

30.1 データ構造

30.2 文字

第6章 非機能要件

第7章 用語

参考

5 証明
6 統計
7 連携

7.1 CS連携・番号連携

7.2 庁内他業務連携

7.2.1 地域情報プラットフォーム標準仕様に基づく連携（修正）

7.2.2 他業務照会

7.2.3 宛名連携

7.2.4 戸籍附票システム連携

7.2.5 マイナンバーカードによる証明書等の交付

8 実装してもしなくても良い機能

9 バッヂ

10 共通

10.8 CSV形式のデータと取込

10.9 マイナポータルとの接続（新規）

11 エラー・アラート項目

第5章 様式・帳票要件

第6章 データ要件

30.1 データ構造（修正）

30.2 文字

第7章 非機能要件

第8章 用語

参考

- ・業務概要（全体図）（新規）
- ・システム構成図（新規）

【第9回分科会での御意見】

標準仕様書は、自治体やベンダが遵守すべき仕様が記載されているものであるが、業務概要（全体図）やシステム構成図は、わかりやすさや解説的な意味合いを重視しているのではないか。
→業務概要（全体図）及びシステム構成図については、モデルであることから、巻末に参考として示すこととする。なお、システムを構築する上で、その対象範囲を明確にしておくことは必要であることから、標準化の対象範囲について、個別に章立てを行い、記述する。（資料2）

その他、時点修正あり

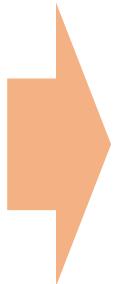
作業方針の見直し

- ・業務要件と業務フローについては、単に現在の業務等を前提に記載するのではなく、デジタル手続法に基づくデジタル3原則（デジタルファースト、ワンストップ、ワンストップ）を実現する観点から、必要な見直しを検討し、見直し後の業務について記載する。
- ・業務要件については、業務、情報システムの概要を記載する。
(業務概要（全体図）、情報システム化の範囲、システム構成図等)
- ・業務フローについては、BPMNで記載し、人が行う作業とシステムが行う作業とに仕分けし、システムが提供する機能に関する要件を策定する。

現状

（住民記録システム標準仕様書【第1.0版】の内容）

- ・業務要件については記述なし。
- ・業務フローについては、BPMNを規定。



見直しの方向性

- ・業務要件として、業務概要（全体図）、情報システム化の範囲、システム構成図を盛り込む。
- ・業務フローについては、BPMNを規定し、人が行う作業とシステムが行う作業とに仕分けされており、対応不要。
- ・令和3年夏に住民記録システム標準仕様書を改定する。

1 – 1. 標準化の対象範囲

- 住民記録システムについて、標準化の対象となる範囲を示します。

【第5回検討会での御意見】
情報システム化の範囲はツリー図と重複しているのではないか。
→ここでは、標準化の対象範囲を明確にする項目とする

記載文章

住民記録システムの標準化の対象となる範囲は、本仕様書において、実装すべき機能及び実装してもしなくても良い機能として規定している機能要件や、非機能要件、データ要件・連携要件等の共通要件とする。

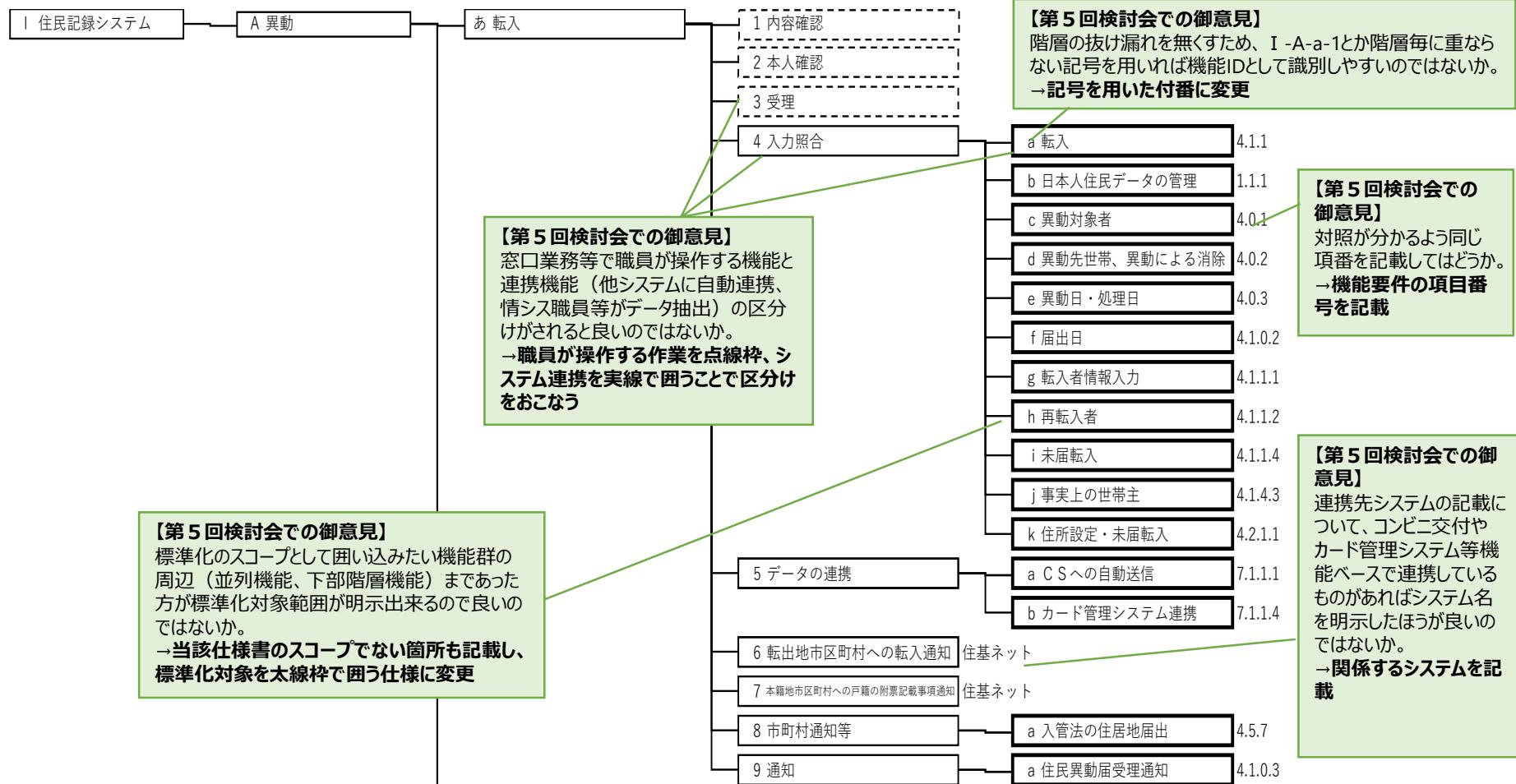
本仕様書に準拠する住民記録システムにより処理する事務は、概ね住民基本台帳制度上の事務と対応しているが、必ずしも1対1で対応しているわけではない。例えば、印鑑登録や総合窓口、戸籍附票などは対象外とし、入管法に基づく住居地届出、番号法に基づく個人番号カード関連などは対象としている。

本仕様書は、地域情報プラットフォーム標準仕様における住民基本台帳ユニットを基本として、今あるカスタマイズの中で、普遍的に有効性が認められるものは標準機能として標準仕様書に盛り込み、そうでないものは盛り込まないことで実装しない機能として整理し、策定した。なお、本仕様書を踏まえて、地域情報プラットフォーム標準仕様が見直される予定である。

1 – 2 . ツリー図

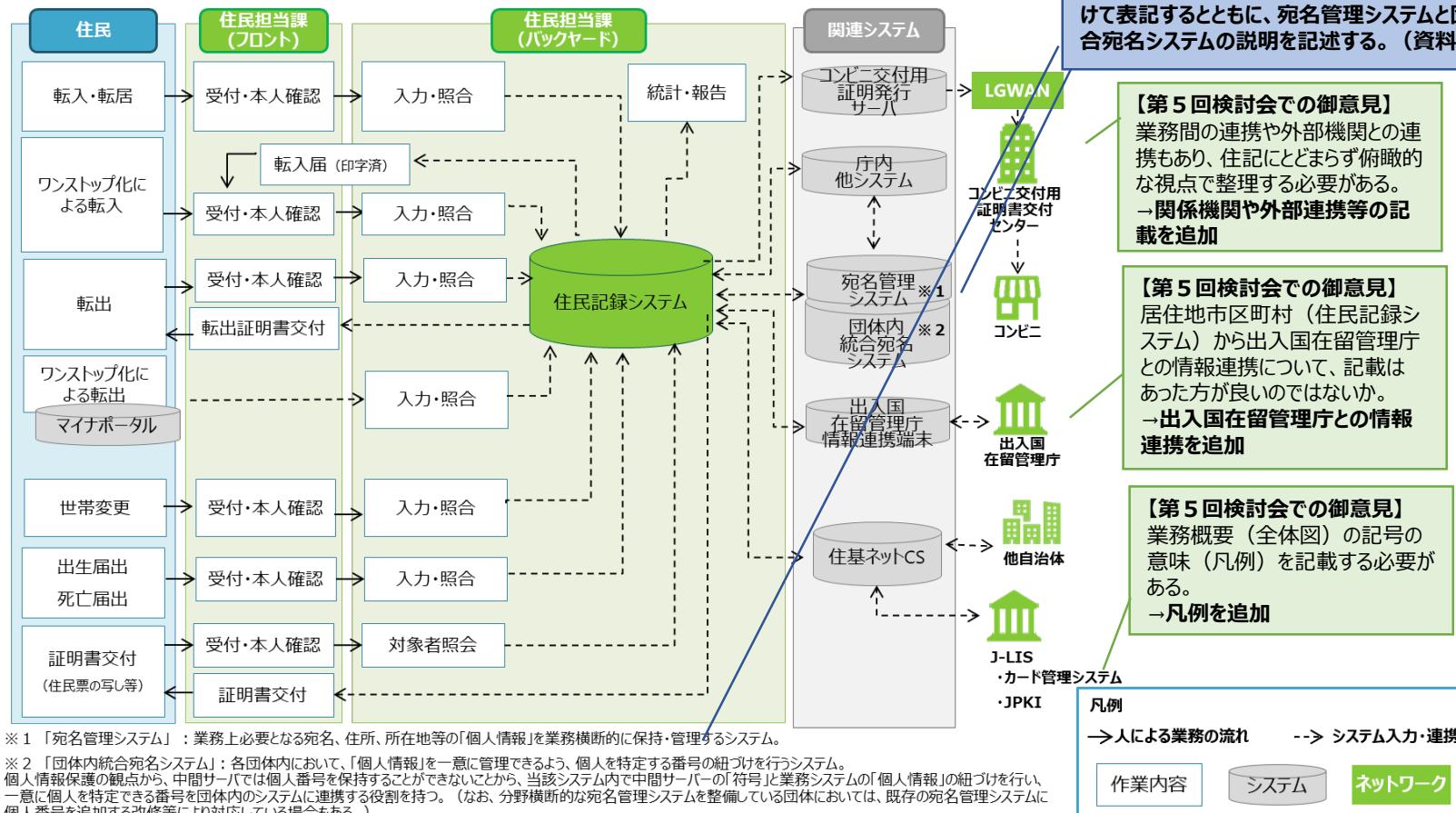
- ツリー図は、住民記録に係る業務における機能要件の一覧性を高め、標準化の対象となる業務を明確化しています。
- 第5回検討会において提示した案から、業務フローのタスクに沿って機能を一覧化するよう変更します。

凡例 点線 [] 人が行う作業
 実線 [] システムが行う作業



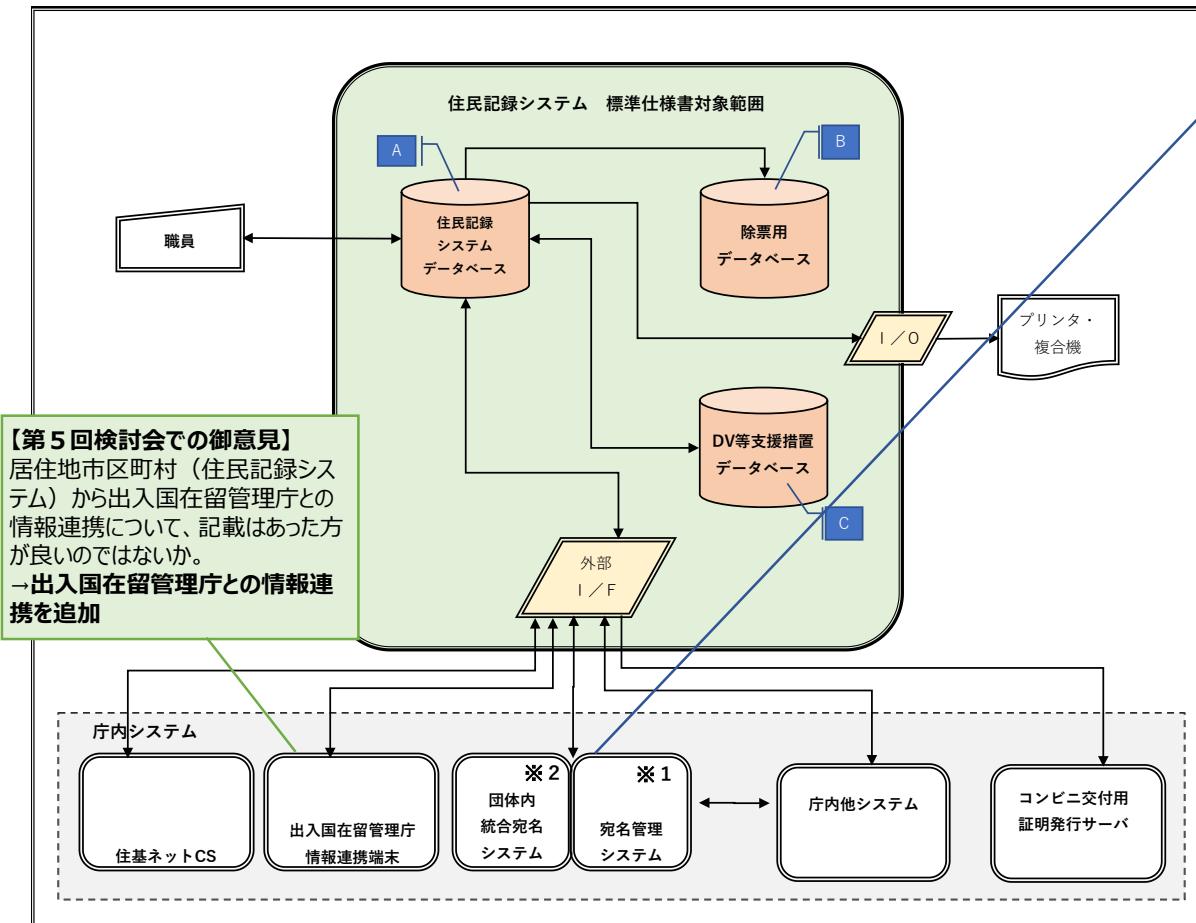
<参考> 業務概要（全体図）

- 業務概要（全体図）は、いずれの市区町村においても実施している業務について、業務全体を俯瞰し、各業務の機能や他のシステムとの関連をモデル化したもの。
- 業務の基点となる住民、当該住民に係る住民基本台帳業務を行う住所地の市区町村における住民記録システムとの間において、「受付」「本人確認」「入力」「照合」「交付」等の業務機能の関連とその情報の流れを示します。
- 第5回検討会において提示した案から、全体を俯瞰しやすくする観点で、情報量を絞るために流れが同じ手続きはグループ化すること、情報の流れ・IN・OUTを明確にすること、関係機関や関連システムを追加すること等を修正しています。



〈参考〉 システム構成図

- システム構成図は、住民記録に係る事務を実施するためのシステムの構成図及びデータベースに含まれる情報のモデルを示します。
- 図示しているデータベースの役割を確認するため、データベースに含まれる情報を付記します。



※ 1 「宛名管理システム」：業務上必要となる宛名、住所、所在地等の「個人情報」を業務横断的に保持・管理するシステム。

※ 2 「団体内統合宛名システム」：各団体内において、「個人情報」を一意に管理できるよう、個人を特定する番号の紐づけを行うシステム。

個人情報保護の観点から、中間サーバでは個人番号を保持することができないことから、当該システム内で中間サーバーの「符号」と業務システムの「個人情報」の紐づけを行い、一意に個人を特定できる番号を団体内的システムに連携する役割を持つ。（なお、分野横断的な宛名管理システムを整備している団体においては、既存の宛名管理システムに個人番号を追加する改修等により対応している場合もある。）

【第5回検討会での御意見】

・団体内統合宛名システムと宛名DBは異なるシステムである

【第9回分科会での御意見】

宛名管理システムと団体内統合宛名システムについて、それぞれのシステムについて説明が必要になると考える。
→宛名管理システムと団体内統合宛名システムを分けて表記するとともに、宛名管理システムと団体内統合宛名システムの説明を記述する。（資料2）

凡例



データベースに含まれる情報

A 住民記録システムで管理する日本人住民及び外国人住民のデータ（「住民票記載事項に当たる項目」、「住民票のその他の項目」の全ての最新データ）

B 住民記録システムで管理する住民票の除票のデータ（上記Aの情報、「住民票の除票固有の記載事項に当たる項目」、「住民票の除票固有のその他の項目」の全ての最新データ）

C 住民記録システムで管理する、DV等支援対象者の情報
申出者、併せてDV等支援措置を求める者、加害者等の情報

2. 新しい機能の追加

令和3年4月20日
第5回自治体システム等標準化検討会（住民記録システム等標準化検討会） 資料1より

作業方針の見直し

- ・技術の進化や施策の推進により、新たに追加すべき機能が生じる場合、標準仕様に隨時、記載する必要がある。
- ・特に、マイナポータルぴったりサービスと業務システムの接続について、ワンストップ実現の観点から、当初から、各標準仕様に追加する。

→標準仕様には、次の項目を追加する必要がある。

- (業務フロー) 住民がマイナポータルぴったりサービスを使ってオンライン申請するフロー、マイナポータルぴったりサービスに申請された電子データを基幹業務システムが自動で取り込むフロー（職員がシステムに入力するフローにしない）
- (機能要件) マイナポータルと接続する機能、マイナポータルに入力された電子データを基幹業務システムが自動で入力する機能
- (データ要件) マイナポータルに入力されるデータ項目の要件等
- (連携要件) マイナポータルと接続するためのAPI仕様等（ガバメントクラウド上での連携を前提）

現状（住民記録システム標準仕様書【第1.0版】の内容）

○住民記録システム標準仕様書【第1.0版】（抜粋）
10.8 CSV 形式のデータの取込

【実装すべき機能】

異動処理又は証明書の発行処理を行う際、CSV 形式で提供された以下のデータを取り込めること。その際、任意の方法で CSV 形式になったデータを取り込むことができればよい。

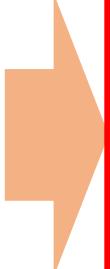
・転出証明書に記載のデータ ・住民異動届に記載のデータ (略)

【考え方・理由】

ICT を活用して住民異動届や証明書の交付申請書の入力を簡略化する方法として、スマートフォン等によるオンラインでの事前登録情報の QR コード化、来庁時のタブレット入力、転出証明書の QR コード読み取り、OCR 読取り、個人番号カード券面事項の読み取り等、活用する技術によって、どのような形で電子データ化するかは異なるものの、いずれも、電子データ化されたものを住民記録システムに取り込んで、異動処理又は証明書の発行処理に活用するという点で共通している。

そこで、住民記録システムの機能としては、何らかの方法で CSV 形式になったデータを取り込めることを標準機能とすることとし、どのような方法で CSV 形式とするか（例：QR コード、タブレット、OCR、個人番号カード券面AP）は、住民記録システムの機能としては盛り込まないこととする。これにより、各市区町村・ベンダは、様々な技術を選択できることなる一方で、どのような技術を用いても、一旦 CSV 化できれば住民記録システムに取り込めることを保証するものである。（略）

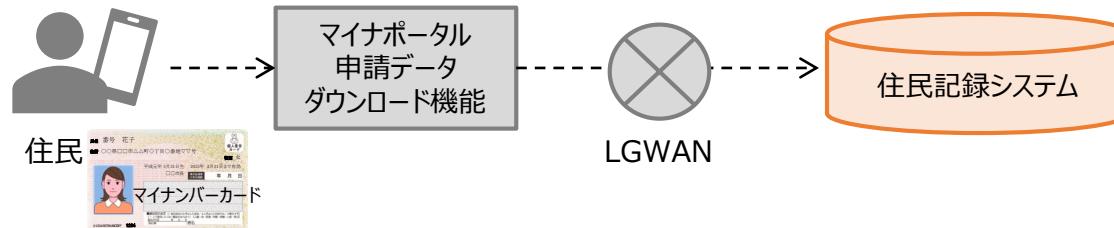
見直しの方向性

- 
- ・国は、マイナンバーカードの利便性を向上するため、原則、全自治体において、マイナンバーカードを用いてオンライン手続が可能となるよう、自治体とマイナポータルとの接続を支援することとしている。
 - ・住民記録システム標準仕様書【第1.0版】では、CSV 形式のデータの取込の手段について規定していないが、全ての自治体においてマイナポータルと接続される環境が整うことを想定して、住民記録システム標準仕様書に新たな項目を立てて、マイナポータルにより入力されたデータを自動で入力する機能を追加する。
 - ・令和3年夏に住民記録システム標準仕様書を改定する。

2 – 1. マイナポータルとの接続

- マイナポータルと住民記録システムの接続について、機能要件に規定する。
- マイナポータルに入力された電子データを自動で入力する機能を【実装すべき機能】とする。

マイナポータルと住民記録システムの連携フロー



住民記録システム標準仕様書【第1.0版】からの修正点

機能要件	<p>機能要件を追加記載 【実装すべき機能】 マイナンバーカードを用いて、マイナポータルから入力された転出届の情報を自動で取り込むこと</p>
考え方・理由	<p>「デジタル・ガバメント実行計画」（2020年12月25日 閣議決定）にて「デジタル化による利便性の向上を国民が早期に享受できるよう、2022年度（令和4年度）末を目指して、原則、全地方公共団体で、特に国民の利便性向上に資する手続について、マイナポータルからマイナンバーカードを用いてオンライン手続を可能にする。このため、上記マイナポータルのUI・UX の抜本改善に加え、全地方公共団体において、マイナンバーカードを用いて子育て・介護等のオンライン手続が可能となるよう、地方公共団体のシステム改修等の支援を行う。」とされたことを踏まえ、全ての自治体がマイナポータルからのオンライン手続きを円滑に導入できるよう、オンライン接続に係る標準仕様書が策定される予定である。これを踏まえ、新しい機能として、マイナポータルとの接続に関する機能を追加する。</p>

3. デジタル社会形成整備法案による住民基本台帳法の改正に伴う対応

令和3年4月20日
第5回自治体システム等標準化検討会（住民記録システム等標準化検討会）資料1より

住民基本台帳法の改正の概要（詳細別紙）

- マイナンバーカード所持者が、マイナポータルからオンラインで転出届・転入予約を行い、転入地市区町村が、あらかじめ通知された転出証明書情報（氏名、生年月日、続柄、個人番号、転出先、転出の予定年月日など）により事前準備を行うことで、転出・転入手続の時間短縮化、ワンストップ化を図る。

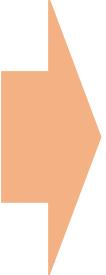
現状（住民記録システム標準仕様書【第1.0版】の内容）

- 住民記録システム標準仕様書【第1.0版】（抜粋）

4.1.1.3 特例転入

特例転入に対応し、住基ネット回線を介して受信した転出証明書情報を基に転入の入力処理ができる。

その際、受信し、反映されたデータの修正が必要な場合には、適宜修正を行えること。



見直しの方向性

- 法案が成立した場合、例えば、転入地市区町村の住民記録システムにおいて、転入届の届出前に転出地市区町村から転出証明書情報の通知を受け、転入届に予め印字する機能等を持たせる。
- 上記対応のため、令和3年夏の住民記録システム標準仕様書の改定時期を念頭に置きながら、検討を進める。
- その後も、法改正や制度改正に伴い、必要に応じて、令和4年夏に住民記録システム標準仕様書の改定を行う。

転出・転入手続のワンストップ化関係 改正概要

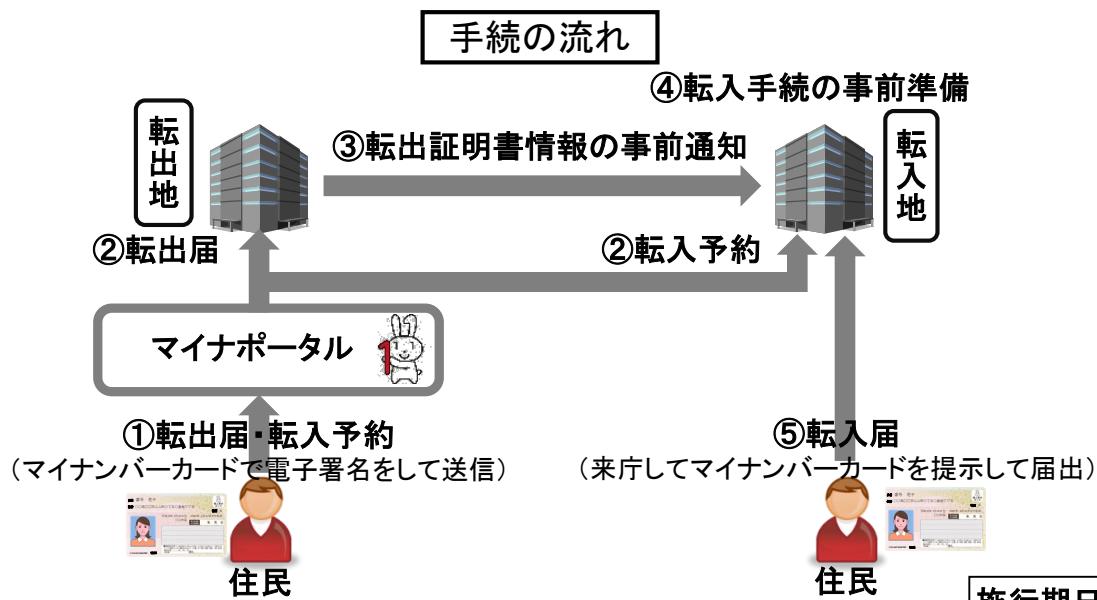
改正の背景

- 住民基本台帳制度における転出・転入手続に当たっては、転出地市区町村で転出証明書を受け取り、転入地市区町村で転入届とともに提出する必要があるが^(※)、住民の来庁負担の軽減が課題であるほか、転入時における住民登録及び住民登録に関連する一連の事務(国民健康保険、児童手当など)の処理に多くの時間を要している。

※ 現行法上、マイナンバーカード所持者が手続を行う場合には、転出証明書は不要。

住民基本台帳法の一部改正

マイナンバーカード所持者が、マイナポータルからオンラインで転出届・転入予約を行い、転入地市区町村が、あらかじめ通知された転出証明書情報(氏名、生年月日、続柄、個人番号、転出先、転出の予定年月日など)により事前準備を行うことで、転出・転入手続の時間短縮化、ワンストップ化を図る。



制度改正の効果

- ① 〈住民サービスの向上〉
窓口で届出書類を作成する手間の軽減、手続に要する時間の短縮
- ② 〈市町村の事務の効率化〉
窓口混雑が緩和されるとともに、あらかじめ通知される転出証明書情報を活用した事前準備により、転入手続当日の事務負担が軽減

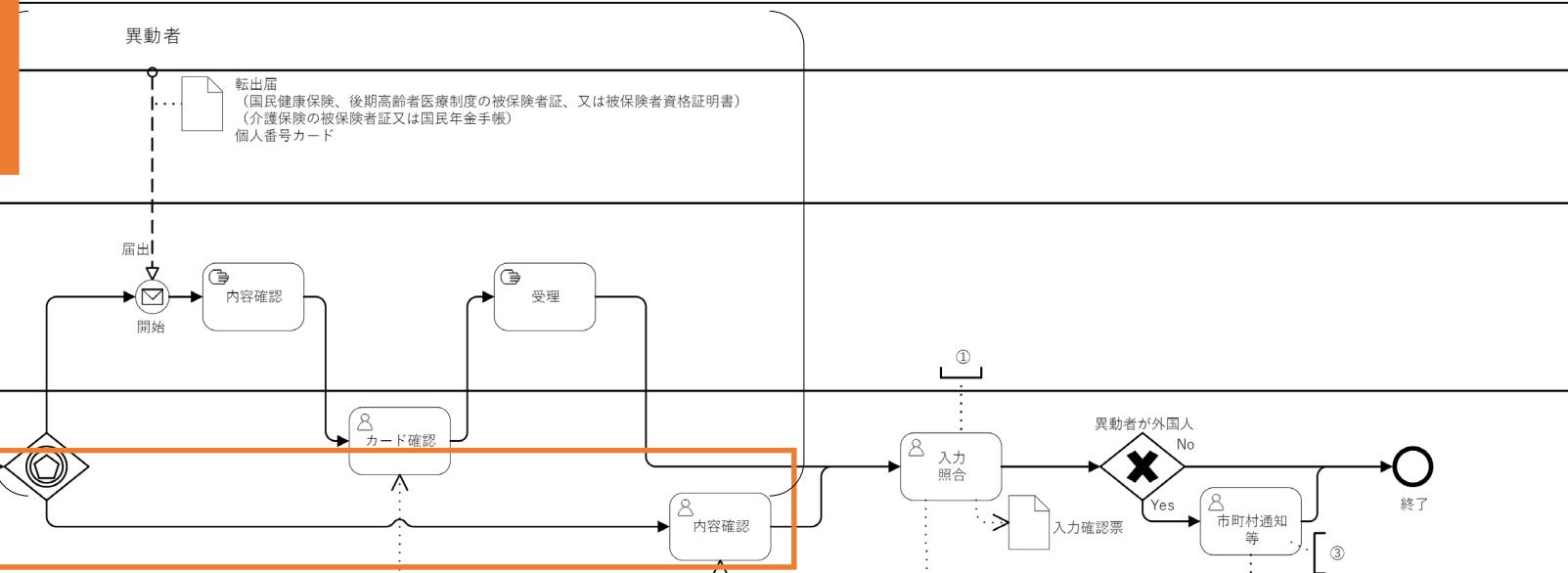
施行期日：公布の日から2年以内で政令で定める日

3 – 1 . 転出・転入手続のワンストップ化関係（転出）の業務フロー

- 「転出・転入手続のワンストップ化関係（転出）」について、従来の「特例転入を利用した転出」の業務フローを参考にして、業務フローを作成します。
- 「転出・転入手続のワンストップ化関係（転出）」と従来の「特例転入を利用した転出」の業務フローの差異は吹き出しのとおり。

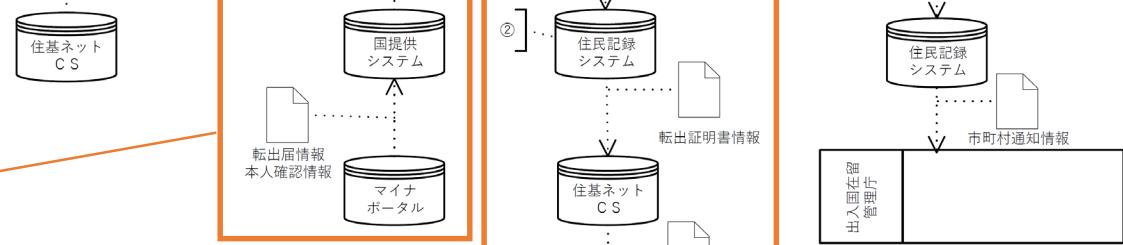
【従来の特例転入を利用した転出との差異ポイント①】

- ・処理開始は異動者の来訪ではなく、バックヤードで開始



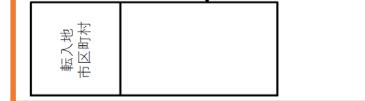
【従来の特例転入を利用した転出との差異ポイント②】

- ・引越しOSSでは、窓口において転出届を受け付けるのではなく、転出届に係る情報についてマイナポータルから国提供システムを経由し取得する

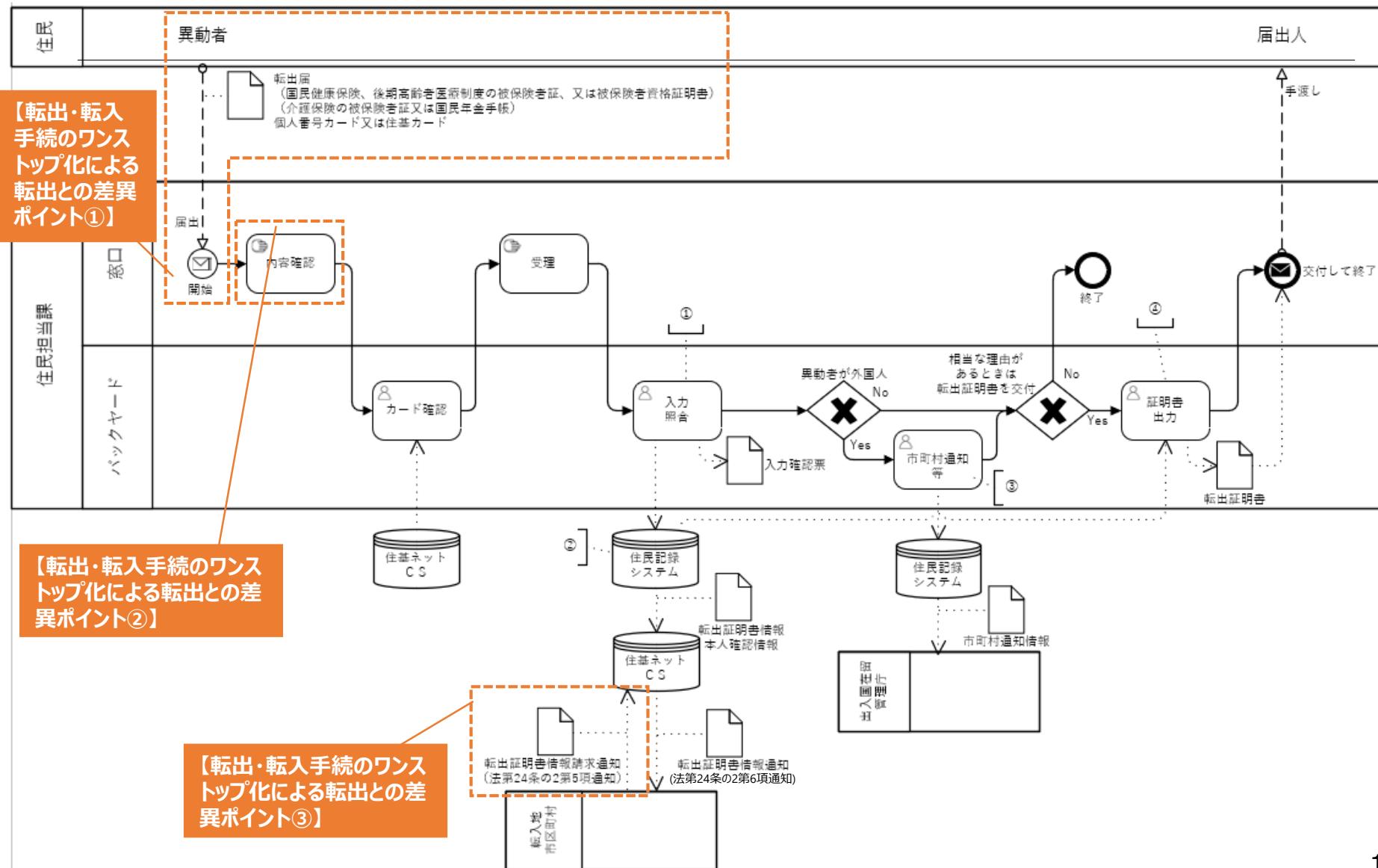


【従来の特例転入を利用した転出との差異ポイント③】

- ・転出地市区町村は、転出証明書情報請求通知を受けることなく、転出証明書情報を転入予定地市区町村に送付する

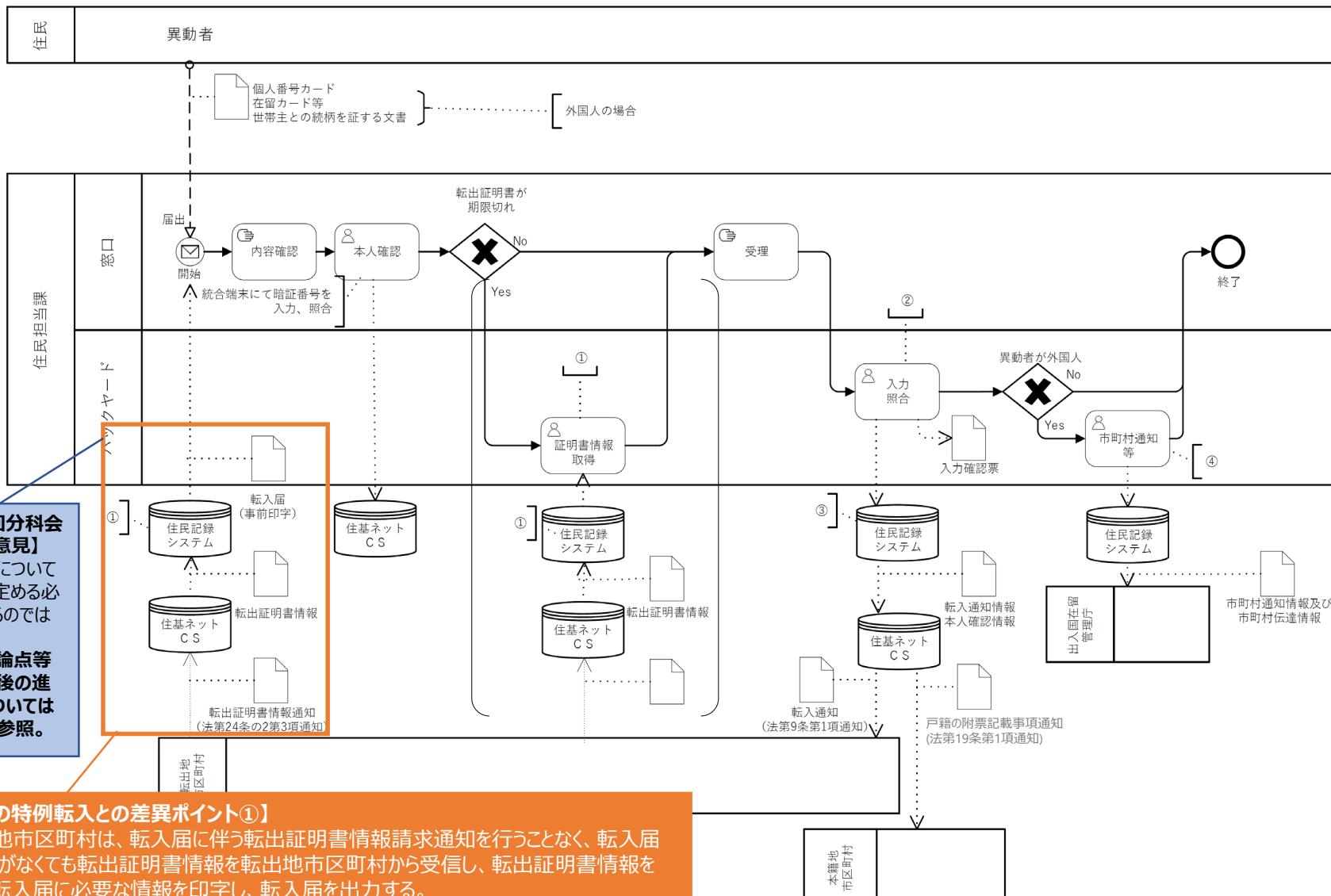


(参考) 従来の「特例転入を利用した転出」に係る業務フロー

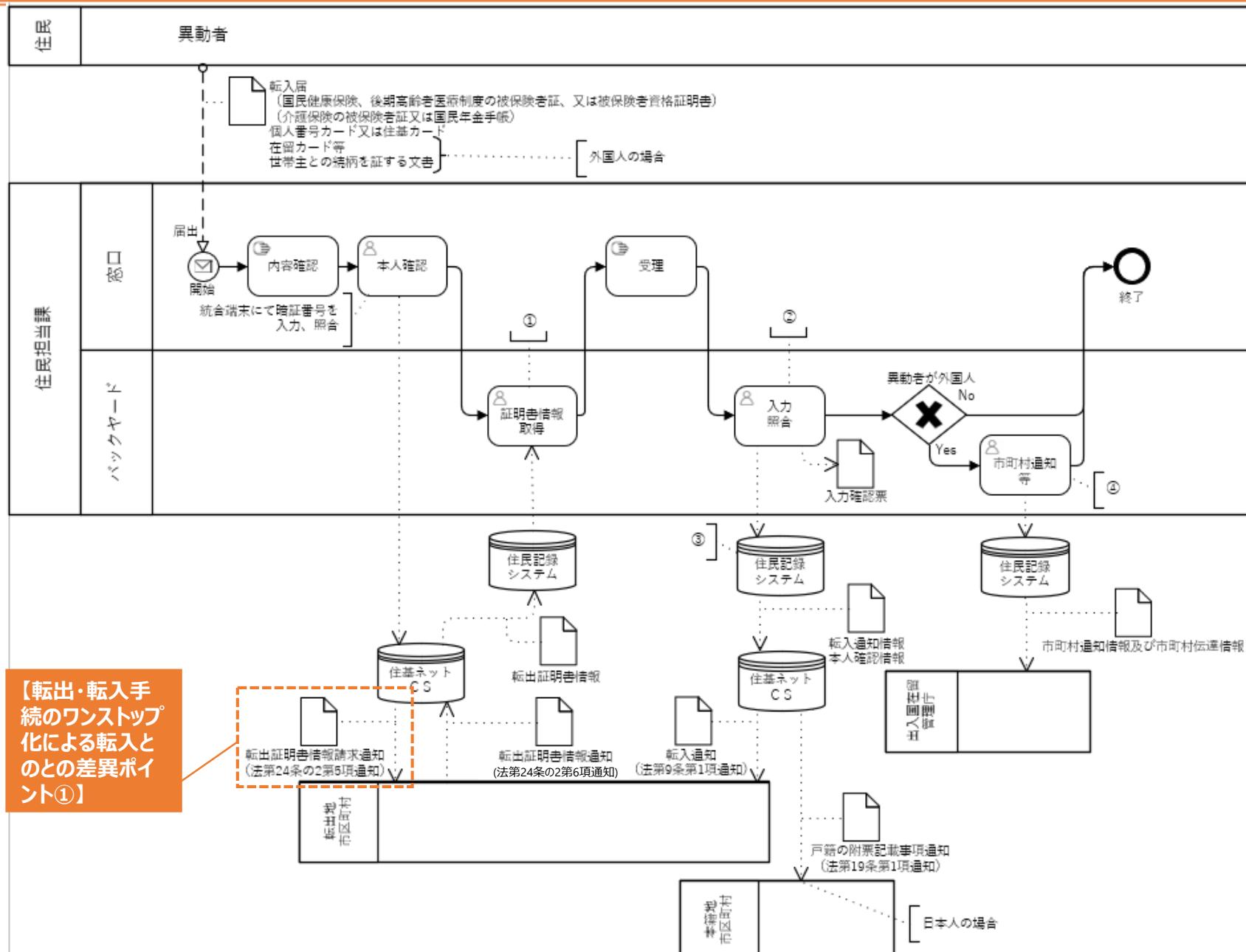


3 – 2. 転出・転入手続のワンストップ化関係（転入）の業務フロー

- 「転出・転入手続のワンストップ化関係（転入）」について、従来の「特例転入」の業務フローを参考にして、業務フローを作成します。
- 「転出・転入手続のワンストップ化関係（転入）」と従来の「特例転入」の業務フローの差異は吹き出しのとおり。

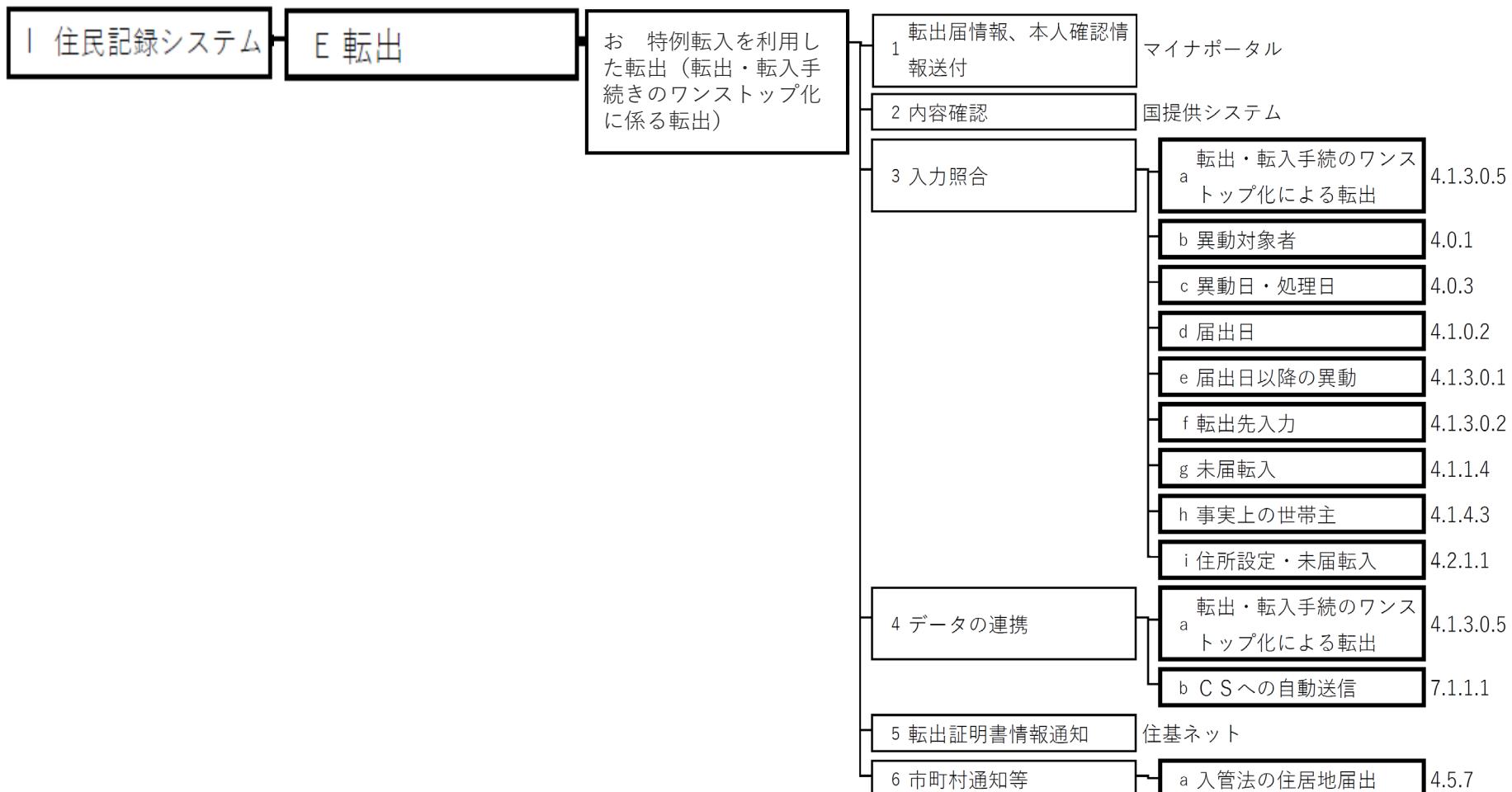


(参考) 従来の「特例転入」に係る業務フロー



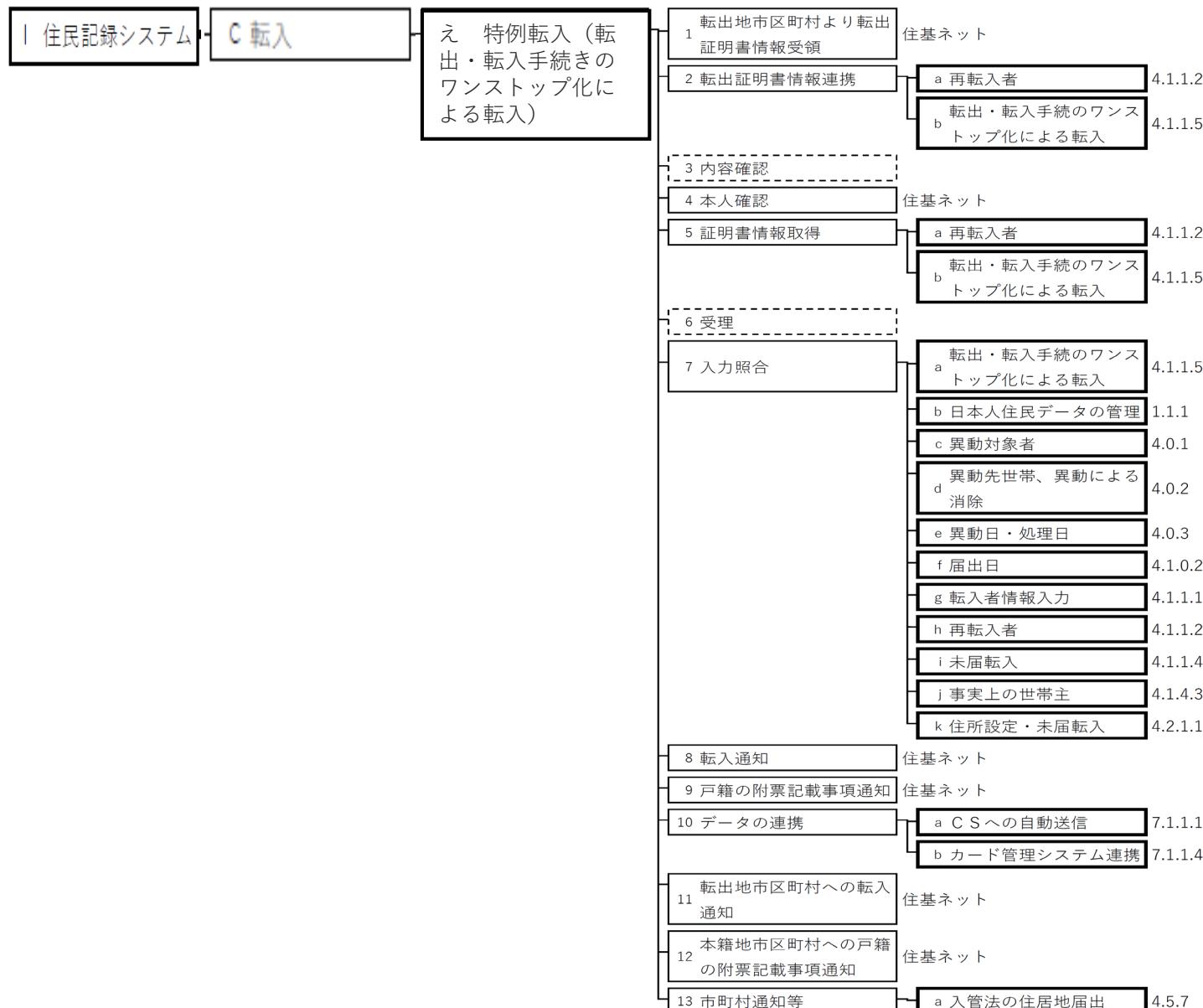
3 – 3 . 転出・転入手続のワンストップ化に係るツリー図（転出）

- 「転出・転入手続のワンストップ化関係（転出）」において、業務フローを踏まえて、ツリー図を作成する。



3-4. 転出・転入手続のワンストップ化に係るツリー図（転入）

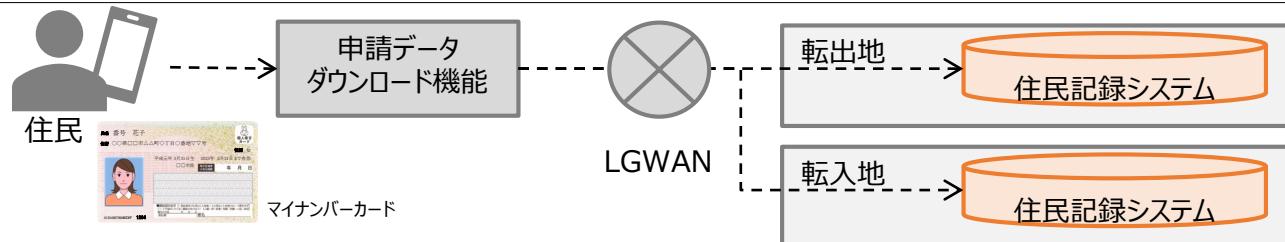
- 「転出・転入手続のワンストップ化関係（転入）」において、業務フローを踏まえて、ツリー図を作成する。



3 – 5 . 転出・転入手続のワンストップ化に関する機能要件

- 転出・転入手続のワンストップ化に関する機能要件を規定します。
- 転出届の情報の取得や整合性確認等について実装すべき機能として規定します。

転出・転入手続のワンストップ化による転出・転入連携フロー



住民記録システム標準仕様書【第1.0版】からの修正点

業務フロー

転出・転入手続のワンストップ化に伴う特例転入・転出における業務フローの改正

機能要件

機能要件を追加記載（下線部）

■ 4.1.1.3 特例転入（転出・転入手続のワンストップ化に伴う改正）

【実装すべき機能】

- 特例転入に対応し、住基ネット回線を介して受信した転出証明書情報を基に転入の入力処理ができること。
- その際、受信し、反映されたデータの修正が必要な場合には、適宜修正を行えること。
- CSに通知された転出証明書情報をリアルタイムで連携できること。
- 一定期間（※今後、政令で定められる予定）経過後に、転出証明書情報を消去できること。
- 転出証明書情報を元に、転入届に必要な情報を印字し、転入届を出力できること。
(※転出・転入手続のワンストップ化による転入の場合の転入届の様式を定めるか。)

■ 4.1.3.0.4 特例転入を利用した転出（転出・転入手続のワンストップ化に伴う改正）

【実装すべき機能】

- 特例転入を利用した転出に対応していること。
- マイナポータル等の電子申請システムにより申請された転出届の情報を住民記録システムへ取り込むことができること。
- 取り込んだ転出届の情報と住民記録システム内の情報を突合（整合性確認）できること。
- 取り込んだ転出届の情報について、取り込んだ情報そのものか、住民記録システム内の情報との突合により届出内容を確認した後の情報か、管理できること。
- この場合、転出証明書の自動発行を行わず、転出証明書情報をCSへ自動送信できること。ただし、必要に応じて転出証明書を任意出力できること。任意出力する転出証明書には、「特例による転出処理済」と印字できること。

【実装しない機能】

- 既に送信した転出証明書情報をCSに手動で再送信できること。
- 通常の転出処理を行っている際に、対象者のうち個人番号カード又は住基カード保有者が存在する場合、「特例転入を利用した転出」への切替えが可能であること。

【第5回検討会での御意見】
申請データを基幹システムのDBに取り込む前におこなう審査は、標準仕様の対象から外すべきではないか。審査では、過去の申請情報や他業務の情報の参照、あるいは、要件充足の判定支援等、手続きごとにさまざまな機能のバリエーションが想定され、こうした機能は、今後実際に運用される中で定まっていくものと考える。
→「整合性確認」という粒度で規定

4. データ要件・連携要件

令和3年4月20日
第5回自治体システム等標準化検討会（住民記録システム等標準化検討会） 資料1より

作業方針の見直し

- ・データ要件・連携要件が、自治体の業務システム間や他の行政機関等との横断的なものであることから、内閣官房IT室において詳細化する。
- ・データ要件については、データ項目の棚卸し調査を実施の上、データ項目一覧等を作成する。
- ・連携要件については、新たな連携要件を作成し、地域情報プラットフォーム標準仕様等の拡充等を実施する。
- ・令和3年度中に、中間標準レイアウト・地域情報プラットフォーム・データ標準レイアウトを拡充する。

現状（住民記録システム標準仕様書【第1.0版】の内容）

○住民記録システム標準仕様書【第1.0版】（抜粋）

30.1 データ構造

住民記録システムにおいて管理するデータについて、標準化したデータ構造（以下「標準データ構造」という。）に従った最新のデータを保持すること。他システムとの連携時及びシステム更改時には、標準データ構造に従って最新のデータを提供すること。

なお、現行のデータ構造からの円滑な移行を実現するため、当面、システム処理の便宜上、標準データ構造と連携させた従来のデータ構造及びデータを保持・運用することをも許容する。

データ構造の標準化のうち、除票用データベースの具体的な内容については次のとおりとし、また、その他の内容については別途検討する。

7.2.1 地域情報プラットフォーム標準仕様に基づく連携

地域情報プラットフォーム標準仕様に定義されている他業務ユニットからのデータ受信（国保、年金、児童手当、後期高齢者医療、介護保険、戸籍）及び住民記録システムより他業務ユニットへのデータ送信については、準拠レイアウトでSOAP通信又は数分間隔でのFTP等によるファイル連携ができるようすること。

なお、送受信には文字コード変換機能を有した地域情報プラットフォーム標準仕様準拠製品（PF通信機能等、サービス基盤製品を含む。）を用いること。

見直しの方向性

- 
- ・データ要件については、IT室による検討を踏まえ、必要に応じて住民記録システム標準仕様書を見直す。
 - ・連携要件について、地域情報プラットフォーム標準仕様の見直しは、各府省における事務の標準化の検討に伴う場合だけでなく、IT室の検討により連携方法が見直されることも想定され、その場合は、連携方法について規定している住民記録システム標準仕様書を必要に応じて見直す。
 - ・上記見直しが必要な場合は、令和4年夏に、住民記録システム標準仕様書を改定する。

4 – 1. データ要件

- 「地方自治体の業務プロセス・情報システムの標準化の作業方針の見直しについて」（IT室）に基づき、データ要件・連携要件の標準化についてはIT室（デジタル庁）において検討することとされ、令和4年夏頃にこれらの要件に係る標準仕様が策定される予定である。
- 本仕様書についても、IT室（デジタル庁）におけるこれらの要件に係る標準仕様の検討に合わせて、必要な見直しを行う。

住民記録システム標準仕様書【第1.0版】

30. 1. データ要件

【実装すべき機能】

住民記録システムにおいて管理するデータについて、標準化したデータ構造（以下「標準データ構造」という。）に従った最新のデータを保持すること。他システムとの連携時及びシステム更改時には、標準データ構造に従って最新のデータを提供すること。

なお、現行のデータ構造からの円滑な移行を実現するため、当面、システム処理の便宜上、標準データ構造と連携させた従来のデータ構造及びデータを保持・運用することをも許容する。

データ構造の標準化のうち、除票用データベースの具体的な内容については次のとおりとし、また、その他の内容については別途検討する_____。

【考え方・理由】

1. データ構造の標準化の方針
(略)

改定案

30. 1. データ要件

【実装すべき機能】

住民記録システムにおいて管理するデータについて、標準化したデータ構造（以下「標準データ構造」という。）に従った最新のデータを保持すること。他システムとの連携時及びシステム更改時には、標準データ構造に従って最新のデータを提供すること。

なお、現行のデータ構造からの円滑な移行を実現するため、当面、システム処理の便宜上、標準データ構造と連携させた従来のデータ構造及びデータを保持・運用することをも許容する。

データ構造の標準化のうち、除票用データベースの具体的な内容については次のとおりとし、また、その他の内容については別途、IT室（デジタル庁）において検討することとされている。

【考え方・理由】

1. データ構造の標準化の方針
(略)

「地方自治体の業務プロセス・情報システムの標準化の作業方針の見直しについて」（IT室）に基づき、データ要件・連携要件の標準化についてはIT室において検討することとされ、今後、これらの要件に係る標準仕様が策定される予定である。本仕様書についても、IT室におけるこれらの要件に係る標準仕様の検討に合わせて、必要な見直しを行う。

記載文章

4 – 2. 連携要件

- 「地方自治体の業務プロセス・情報システムの標準化の作業方針の見直しについて」（IT室）に基づき、データ要件・連携要件の標準化についてはIT室（デジタル庁）において検討することとされ、令和4年夏頃にこれらの要件に係る標準仕様が策定される予定である。
- 本仕様書についても、IT室（デジタル庁）におけるこれらの要件に係る標準仕様の検討に合わせて、必要な見直しを行う。

記載文章	住民記録システム標準仕様書【第1.0版】	改定案
	<p>7.2.1 地域情報プラットフォーム標準仕様に基づく連携 【実装すべき機能】</p> <p>地域情報プラットフォーム標準仕様に定義されている他業務ユニットからのデータ受信（国保、年金、児童手当、後期高齢者医療、介護保険、戸籍）及び住民記録システムより他業務ユニットへのデータ送信については、準拠レイアウトでSOAP通信又は数分間隔でのFTP等によるファイル連携ができるようにすること。</p> <p>なお、送受信には文字コード変換機能を有した地域情報プラットフォーム標準仕様準拠製品（PF通信機能等、サービス基盤製品を含む。）を用いること。</p> <p>【考え方・理由】</p> <p><u>中核市市長会ひな形に付記</u> <u>統合データベースの使用の有無にかかわらず対応可能とした。</u></p>	<p>7.2.1 地域情報プラットフォーム標準仕様に基づく連携 【実装すべき機能】</p> <p>地域情報プラットフォーム標準仕様に定義されている他業務ユニットからのデータ受信（国保、年金、児童手当、後期高齢者医療、介護保険、戸籍）及び住民記録システムより他業務ユニットへのデータ送信については、準拠レイアウトでSOAP通信又は数分間隔でのFTP等によるファイル連携ができるようにすること。</p> <p>なお、送受信には文字コード変換機能を有した地域情報プラットフォーム標準仕様準拠製品（PF通信機能等、サービス基盤製品を含む。）を用いること。</p> <p>【考え方・理由】</p> <p><u>「地方自治体の業務プロセス・情報システムの標準化の作業方針の見直しについて」（IT室）に基づき、データ要件・連携要件の標準化についてはIT室（デジタル庁）において検討することとされ、今後、これらの要件に係る標準仕様が策定される予定である。本仕様書についても、IT室（デジタル庁）におけるこれらの要件に係る標準仕様の検討に合わせて、必要な見直しを行う。</u></p>